

(規 92～94)

乗変、通則

営 業 規 則

## 第 7 章 乗車変更等の取扱い

### 第 1 節 通則

(乗車変更等の取扱箇所)

第 92 条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は車内において行う。

ただし、旅客運賃の払い戻しは、旅客中止駅等所定の駅に限って取扱います。

2 前項の規定にかかわらず、旅客の払い戻し又は駅員無配置駅における乗車変更等の取扱いは、その最近の駅員配置駅において取扱います。

(払い戻しの請求権行使の期限)

第 93 条 旅客は旅客運賃について払い戻しを請求することができる場合であっても当該乗車券類が発売の日の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができないものとします。

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃の収受又は払い戻しをする場合の既収額)

第 94 条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について旅客運賃の収受又は払い戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃を収受しているものとして、収受又は払い戻しの計算をする。ただし払い戻しの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃の額を限度として取扱うものとします。

(規 95～98)

乗変、通則

営 業 規 則

## 第 2 節 乗車変更の取扱い

### 第 1 款 通則

(乗車変更の種類)

第 95 条 旅客がその所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に、社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という）の種類は、乗車変更の申し出の時期に応じて次の各号のとおりとします。

- (1) 当該乗車券による旅行開始前又は使用開始前に申し出があった場合  
乗車変更
- (2) 当該乗車券による旅行開始後又は使用開始後に申し出があった場合
  - ア 区間変更
  - イ 団体乗車券変更

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱い制限)

第 96 条 区間等に制限のある種類の割引乗車券又は回数乗車券を所持する旅客に対しては乗車変更の取扱いはしません。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間)

第 97 条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、現乗車券の有効期間から既に経過した日数（取扱いの日は含めない）を差し引いた残余の日数とします。ただし乗車変更の取扱いをする場合は規則第 73 条の規定する日数とします。

(別途乗車)

第 98 条 旅客が乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき又は旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望する通りの変更ができないものであるときは、その取扱いをしない区間について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱います。

- 2 旅客が乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅して、当該駅から分岐する他の区間を別途に乗車する場合は、前項の規定に準じて取扱います。

(規 99～99)

乗変、乗変

営 業 規 則

## 第 2 款 旅行開始前又は使用開始前の乗車変更の取扱い

(乗車変更)

第 99 条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前にあらかじめ係員に申し出て、その承諾うけ 1 回に限って、当該乗車券から同種類の他の乗車券に変更（この変更を「乗車変更」という）することができます。

- 2 乗車変更の取扱いをする場合は、原乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と変更する乗車券に対する旅客運賃とを比較し不足額は収受し過剰額は払い戻しをします。
- 3 前項の規定により旅客運賃の計算をする場合に原乗車券が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して摘要のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算します。

(規 100～101)

乗変、区変

営業規則

### 第3款 旅行開始後又は使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

第100条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け当該乗車券に表示された着駅、営業キロ又は経路について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という）をすることができます。

- (1) 着駅を当該駅を超えた駅への変更
- (2) 着駅を当該駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を当該経路と異なる経路への変更

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取扱います。

- (1) 前項1号に規定する場合は、区間変更に対する普通旅客運賃を収受します。
- (2) 前項第2号及び第3号に規定する場合は変更区間（変更区間が2区間以上ある場合で、その変更区間の間に原乗車券の区間があるときは、これを変更区間とみなす。以下同じ）に対する普通旅客運賃と原乗車券の不乗区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足は収受し、過剰額は払い戻しをしません。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算します。
- (3) 片道の乗車区間の営業キロが100キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをする時は、発駅からの普通旅客運賃の計算をします。この場合連絡運輸となる乗車券の営業キロについては、連絡会社線ごとに営業キロを通算して計算します。

(団体乗車券変更)

第101条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って区間変更することができる。

ただしこの変更は運送上の支障がない場合に限り取扱います。

- 2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、原乗車券に対する既に収受した旅客運賃と変更後の実際乗車区間に対する団体旅客運賃とを比較し不足額は収受し過剰額は払い戻しをしません。

(規 102～104)

特殊・通則

営業規則

### 第3節 旅客の特殊取扱い

#### 第1款 通則

(旅客運賃の払い戻しに伴う割引証等の返還)

第102条 旅客は割引証等を提出して購入した乗車券類について払い戻しの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができません。

(乗車変更等の手数料の払い戻し)

第103条 旅客は社が乗車変更等の際に収受した手数料は、払い戻しを請求することができません。

(旅客運賃の払い戻しをしない場合)

第104条 規則第67条の規定により小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払い戻しの請求をすることができません。

(規 105~106)

無札・無効

営業規則

第 2 款 乗車券類の無札及び無効

(乗車券類の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受)

第 105 条 旅客が次の各号に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

- (1) 係員（駅員無配置を除く）の承諾を受けず乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入鋏を受けないで乗車したとき。
- (3) 規則第 78 条の規定によって無効となる乗車券(偽造の乗車券を含む)で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み又はその取集めの際に引渡しをしないとき。

2 前項の場合、旅客が規則第 78 条第 1 項第 6 号の規定により無効となる 2 以上の回数乗車券で乗車したときは、使用済みの各回数乗車券については、各乗車券の券面に表示された区間と区間外を通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を当該旅客から収受します。この場合、使用済みの券片（使用済みの券片数の異なるときは、使用済みの券片数の少ない券片）に対して 1 券片ごとに 1 回ずつ乗車したものとして計算します。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第 4 項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第 1 項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申し込み者から収受します。

4 団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、規則第 78 条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申し込み者から第 1 項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受します。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃及び増運賃の収受)

第 106 条 規則第 79 条第 1 項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第 2 項において準用する場合も含む）は、当該旅客から次の各号による旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃とを合わせて収受するものとします。

- (1) 規則第 79 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（第 5 号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第 7 号に該当する場合は、その使用資格を失った日から、同項第 8 号に該当する場合はその発売の日から、同項第 9 号に該当する場合はその有効期間満了の日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第 5 号の場合においては、各定期券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を毎日 1 往復（又は 2 回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃。

(規 106～107)

無札・無効

営 業 規 則

- (2) 規則第 79 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって回数乗車券を使用したときは、1 回ずつ往復したものとして計算した普通旅客運賃。
- (3) 規則第 79 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって普通乗車券を使用したとき及び同項第 10 号から第 12 号までに該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃、増運賃の計算方)

第 107 条 規則第 105 条の規定により旅客運賃、増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅から乗車したものとみなして、同条の規定を適用するものとします。

(規 108～110)

紛失、紛失

営 業 規 則

### 第 3 款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取り扱い)

第 108 条 旅客が旅行開始後、乗車券を紛失した場合であって係員が、その事実を認定することができないときは既に乗車した区間については規則第 105 条及び第 107 条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受し、また係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して増運賃は収受しないものとします。

2 前項の場合、旅客は旅行終了駅において再収受証明書を請求することができます。ただし定期乗車券、回数乗車券を使用する旅客はこの限りではない。

3 第 1 項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に普通乗車券を紛失した場合に準用します。

(再収受した旅客運賃の払い戻し)

第 109 条 前条の規定によって普通旅客運賃及び増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書とを最寄り駅に差し出して、発見した乗車券 1 枚に限り別表第 9 号に定める手数料を支払い、その旅客運賃について払い戻しの請求をすることができます。ただし普通旅客運賃及び増運賃を支払った日の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができません。

(団体乗車券紛失の場合の取り扱い)

第 110 条 旅客が団体乗車券を紛失した場合であって、係員が、その事実を認定することができるときは、規則第 108 条の規定にかかわらず、別に旅客運賃又は増運賃を収受しないで、別表第 9 号に定める手数料を収受し、相当の団体乗車券を再交付することがあります。ただし再交付をしたときにおいて、当該乗車券について既にその旅客運賃の払い戻しをしている場合を除くものとします。



(規 111～115)

任意、中止

営業規則

#### 第4款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払い戻し)

第 111 条 旅客は旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入検前で、かつ、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができます。この場合旅客は、別表第 9 号に定める手数料を支払うものとします。

(使用前の定期旅客運賃、回数旅客運賃の払い戻し)

第 112 条 前条の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用期間前の回数乗車券について準用します。

(旅行開始前の団体旅客運賃の払い戻し)

第 113 条 旅客は旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までに、これを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃の払い戻しを請求することができます。この場合旅客は、別表第 9 号に定める手数料を支払うものとします。

2 団体旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払い戻すことがあります。

(旅行開始後の旅客運賃の払い戻し)

第 114 条 旅客が普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券が有効期間内であって、かつ、その乗車しない区間の営業キロが 100 キロメートルを超えるときに限って、これをその旅行を中止した駅に差し出し既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができます。この場合旅客は別表第 9 号に定める手数料を支払うものとします。また営業キロを計算する場合、連絡運輸となるものは通算して計算します。

2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず規則第 111 条の規定を適用します。

(不乗区間に対する旅客運賃の払い戻し)

第 115 条 旅客は乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合の不乗区間については、旅客運賃の払い戻しを請求することはできません。

(規 116～118)

任意、中止

営業規則

(使用開始後の回数旅客運賃の払い戻し)

第 116 条 旅客は回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券が不要となった場合その残余の券片に対する払い戻しはしません。

(使用開始後の定期旅客運賃の払い戻し)

第 117 条 旅客は定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限ってこれを駅に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができます。この場合旅客は手数料として別表第 9 号に定める額を支払うものとします。

2 前項の計算については、払い戻しの請求の当日は経過日数に算入し、又は 1 箇月未満の経過日数は 1 箇月として計算します。

3 第 1 項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は次の各号によって計算します。

- (1) 使用経過月数が 1 箇月又は 3 箇月のときは、その月数に相当する定期旅客運賃。
- (2) 使用経過月数が 2 箇月のときは、1 箇月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額。
- (3) 使用経過月数が 4 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月に相当する定期旅客運賃の合算額。
- (4) 使用経過月数が 5 箇月のときは、3 箇月と 1 箇月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額。

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻し)

第 118 条 旅客は、旅行開始後、次の各号に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1 回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数 (30 日を限度とする) について乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを、その旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払い戻しを受ける旅客は、別表第 9 号の手数料を支払うものとします。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。

(2) 国会からの喚問その他これに類似する行政権又は司法権の発動によって旅行を中止したとき。

2 定期乗車券、回数乗車券又は団体乗車券を使用する旅客は、前項の請求をすることができません。

3 旅客は第 1 項の規定により乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻しを請求する場合は、その原因が外傷等で見してその事実が認定できる場合を除き医師の診断書等これを証明するにたりるものを呈示するものとします。

(規 118～119)

任意、中止

営 業 規 則

- 4 旅客が、第 1 項の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収します。

(有効期間の延長及び旅客運賃の払い戻しの特例)

第 119 条 発売日当日限り有効の乗車券を所持する旅客が、当日の最終の列車に乗り遅れた場合は、ただちに当該乗車券を係員に呈示して翌日までの有効期間の延長又は第 111 条の規定に準じて旅客運賃の払い戻しを請求することができます。

(規 120～121)

運行不能、遅延

営 業 規 則

## 第 5 款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能、遅延等の場合の取り扱い)

第 120 条 旅客は、旅行開始後又は使用開始後に、次の各号に該当する事由が発生した場合には、事故発生前に購入した乗車券類について、当該各号に定めるいずれかの取扱を選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券類及び回数乗車券を使用する旅客は、第 123 条に規定する無貨送還（定期乗車券による無貨送還を除く）もしくは旅客運賃の払い戻しの取扱に限って請求することができます。

(1) 列車が運行不能となったとき。

ア、第 121 条に規定する旅行の中止、並びに旅客運賃の払い戻し。

イ、第 122 条に規定する有効期間の延長。

ウ、第 123 条に規定する無貨送還並びに旅客運賃の払い戻し。

エ、第 125 条に規定する不通区間の別途旅行並びに旅客運賃の払い戻し。

オ、第 126 条に規定する定期乗車券もしくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻し。

(2) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、当該列車に乗車することができないとき。

ア、第 121 条に規定する旅行の中止、並びに旅客運賃の払い戻し。

イ、第 122 条に規定する有効期間の延長。

2 旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、前各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券及び回数乗車券を除く）が不要となった場合は、これを駅に差し出して、すでに支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。ただし、その乗車券が有効期間内（前売のものについては、有効期間の開始前を含む）のものであるときに限ります。

(旅行中止による旅客運賃の払い戻し)

第 121 条 前条第 1 項の規定により、旅客が旅行を中止し、乗車券を駅に差し出して旅客運賃の払い戻しの請求した場合は、すでに支払った旅客運賃から、すでに乗車した区間に対する旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しをします。

(規 122～124)

運行不能、遅延

営業規則

(有効期間の延長)

第 122 条 規則第 120 条第 1 項の規定により、旅客が有効期間の延長を請求した場合は、次の各号に定めるところにより取扱います。

- (1) 旅客は、有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ、関係の駅に申し出て、当該乗車券を駅に預けるもとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とします。  
ア、第 120 条第 1 項第 1 号に規定する事由による場合は、当該乗車券を預けた日から開通後 5 日以内において、旅行を再び開始する日の前日までの日数。  
イ、第 120 条第 1 項第 2 号に規定する事由による場合は 1 日。
- (2) 旅客は旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとします。
- (3) 旅客が、第 1 号の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収します。

(無賃送還の取扱い)

第 123 条 規則第 120 条第 1 項の規定より旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取扱います。

- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際、使用していた乗車券の券片に表示された発駅までの区間に乗車する場合に取扱います。
  - (2) 無賃送還は、途中下車の取扱いはしません。
  - (3) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いはしません。
- 2 前項の規定により無賃送還を行った場合は、すでに収受した旅客運賃の全額の払い戻しをします。
- 3 第 1 項に規定する無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後 1 回に限り、その券面に表示事項に従って使用することができます。

(旅客運賃の払い戻し駅)

第 124 条 規則第 120 条又は前条の規定により、旅客運賃の払い戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払い戻しを請求するものとします。

- (1) 無賃送還を受けない旅客は、旅行中止駅（駅員配置駅）
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅（駅員配置駅）

(規 125～126)

運行不能、遅延

営 業 規 則

(不通区間の別途旅行の取り扱い)

第 125 条 規則第 120 条の規定により、列車が運行不能のため不通となった区間を、旅客が会社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間に前途の駅から乗継ぎをするときは、あらかじめ係員に申し出て不乗証明の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明を添えて前途の駅に差し出し、その証明書により記載された不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しを請求するものとします。

(定期乗車券もしくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻し)

第 126 条 規則第 120 条第 1 項の規定により定期乗車券もしくは回数乗車券の有効期間の延長又は旅客運賃の払い戻しをする場合は、列車等が運行休止のため、引き続き 5 日以上でその乗車券を使用できなくなったときに限り、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の延長又は次の各号に定める金額の払い戻しを請求することができます。

(1) 定期乗車券

使用しない区間(2 区間以上ある場合は、その区間の営業キロを通算する)の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数(第 32 条第 2 項の規定によりは数となる日数を附加して発売したものにあつては、当該日数を加えた日数)で除し、その 1 円未満のは数を 1 円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じ、は数整理した額。

ア、有効期間が 1 箇月のものにあつては、30 日

イ、有効期間が 3 箇月のものにあつては、90 日

エ、有効期間が 6 箇月のものにあつては、180 日

(2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除して、は数整理した額。

(規 127～128)

誤乗、誤購入

営 業 規 則

## 第 6 款 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第 127 条 旅客（定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客を除く）が、乗車券に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをします。

- 2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しません。
- 3 第 1 項の無賃送還中は、途中下車の取扱いをしません。
- 4 旅客が無賃送還途中で駅に下車した場合は、誤って乗車した区間及び既に無賃送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受します。

(乗車券の誤購入の場合の取り扱い)

第 128 条 旅客が、誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由がやむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをします。

- 2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをします。

(規 129～132)

入場券、発売

営 業 規 則

## 第8章 入 場 券

(入場券の発売)

第 129 条 次の各号に掲げる者が、乗車以外の目的で入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年令別の区分については、規則第 48 条第 1 項の規定を準用します。

- (1) 大人
- (2) 小児（大人及び小児が 2 人を超える幼児を随伴するときは、その超える幼児については、小児とみなします。）

(入場券の料金)

第 130 条 入場券の料金は、次に掲げるとおりとします。

大人 150 円

小児 70 円

記念入場券等の料金は、その都度設定します。

(入場券の効力)

第 131 条 入場券は、発売駅で発売当日中に、1 人 1 回に限って使用することができます。

2 入場券所持者は、列車に立ち入ることができません。

(入場券が無効となる場合)

第 132 条 入場券は、次の各号に該当する場合は、無効として回収します。

- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき。
- (3) 大人が小児用の入場券を使用したとき。
- (4) その他入場券を不正の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用します。



(規 133～136)

入場券、様式

営 業 規 則

(入場券の様式)

第 133 条 入場券の様式は、様式第 9 号のとおりとします。

2 前項による場合の外、その都度設定します。

(入場券の改札及び引き渡し)

第 134 条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受け、かつ、入館を受けるものとします。

2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに係員に引渡すものとします。その効力を失った場合もまた同じです。

(無札入場者)

第 135 条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合又は第 132 条第 1 項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 130 条の規定による入場料金を収受します。

(入場券の払い戻し)

第 136 条 規則第 6 条の規定により入場券の使用を制限し、又は停止した場合は入場料金の払い戻しを請求することができます。

2 前項による場合の外、入場料金の払い戻しはしません。

(規 137～140)

手回品、禁制品

営 業 規 則

## 第9章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第 137 条 旅客は、規則第 138 条又規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができます。ただし次の各号に該当する物品は車内に持ち込むことができません。

- (1) 別表第 11 号に掲げるもの（以下「危険品」という）及び他の旅客に危害の及ぼすおそれがあるもの。
- (2) 刃物（他の旅客に危害をおよぼすおそれが無いよう梱包されたものを除く。）  
なお、対象とする刃物およびその梱包方法は「刃物を鉄道車内に持ち込む際の梱包方法についてのガイドライン」（平成 30 年 12 月国土交通省鉄道局）によります。
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く）
- (4) 死体
- (5) 動物（小数量の小鳥、小中類、初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの又は、持ち込みの承諾を受けた動物を除く）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
- (7) 車両を破損するおそれのあるもの。

2 旅客が手回り品に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客に立合いを求め、手回り品の内容を点検することがあります。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができません。

(手回り品の範囲)

第 138 条 旅客は、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のもので、その重量が 30 キログラム以内のものを 2 個まで、及び自転車は車内に持ち込むことができます。なお、自転車以外で長さ 2 メートルを超える物品は、車内に持ち込むことができません。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバッグ、ショルダーバッグ等は、上記の規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができます。

第 139 条 削 除

第 140 条 削 除

(手回り品の保管)

第 141 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとします。

(規 142～142)

遺失物、回送

営 業 規 則

## 第 10 章 遺失物の回送

(遺失物の回送)

第 142 条 遺失物が傘、つえ、帽子、ハンドバックその他これに類する身の回り品であつて、重量が 5 キログラム以内で、かつ、取扱上支障を生ずるおそれがないと認められるときは、1 回に限り、遺失者の申し出により、その指定する駅まで無賃で回送の取扱をする。ただし社は、その物品に滅失、破損等の損害が発生した場合でも、故意又は重大な過失があるときを除いて、賠償の責任を負いません。

2 遺失物の回送は、次の各号によるものとする。

- (1) 社線における遺失物の回送は便宜列車により回送します。
- (2) 連絡運輸となる遺失物を回送する場合は、無賃で回送できる物品に限り取扱うものとする。この場合、社、連絡運輸の接続駅相互間は、収受証により取扱うものとします。
- (3) 貴重品を取扱う場合は、次により取扱うものとする。
  - ア、連絡運輸となるものは取扱わない。
  - イ、遺失者の請求により回送する場合は、社線のみにおいて取扱います。